

解答・解説編 『完全MASTER政経+公共 問題集 大学入学共通テスト』 (2024年3月15日 第1刷発行)

以下の通り、当該書籍の内容を訂正いたします。この度はご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。

謹んでお詫び申し上げます。

頁	箇所	誤	正
2	STEP 3-6【支配の正当性（正統性）】	<p>STEP 3-6【支配の正当性（正統性）】 正解は⑥ マックス＝ウェーバーは、政治権力の正当性として伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配の3類型に分類した。</p> <p><u>エ</u>ー典型例として官僚制とあるので、「制定された規則」が入る。 よってアの類型は合法的支配である。</p> <p><u>オ</u>ー典型例として家父長制とあるので、「昔から存在する秩序」が入る。よってイの類型は伝統的支配である。</p> <p><u>カ</u>ー呪術的能力、啓示や英雄性とあるので、「この人のもつ天与の資質」が入る。よってウの類型はカリスマ的支配である。</p>	<p>STEP 3-6【支配の正当性（正統性）】 正解は⑥ マックス＝ウェーバーは、政治権力の正当性として伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配の3類型に分類した。</p> <p><u>ア</u>ー典型例として官僚制とあるので、「制定された規則」が入る。 よってアの類型は合法的支配である。</p> <p><u>イ</u>ー典型例として家父長制とあるので、オには「昔から存在する秩序」が入る。イの類型は伝統的支配である。</p> <p><u>ウ</u>ー呪術的能力、啓示や英雄性とあるので、「この人のもつ天与の資質」が入る。よってウの類型はカリスマ的支配である。</p>
2	STEP 3-8【私法の分類】 タイトル	STEP 3-8【私法の分類】	STEP 3-8【法の分類】 ※下線部を削除
3	STEP 3-12【現行の民法の規定】ウ解説の1行目	ウ：誤。「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする（民法第90条）」 (STEP.1-2-08参照)。	ウ：誤。「公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする（民法第90条）」(STEP.1-2-08参照)。※下線部を削除
4	STEP 3-8【政府組織の基本原理】③解説の2行目	フランス人権宣言やアメリカ合衆国憲法（1788年）などはじめ、	フランス人権宣言やアメリカ合衆国憲法（1787年）などはじめ、

頁	箇所	誤	正
5	STEP 3-16【人民主権】	A : イ, B : <u>ア</u> , C : <u>ウ</u>	A : イ, B : <u>ウ</u> , C : <u>ア</u>
5	STEP 3-18【権力分立論】 解説の1行目	本文の「およそ権力を有する人間がそれを濫用しがち であることは万代不易の経験である」から,	本文の「およそ権力を有する人間がそれを濫用しがち <u>な</u> ことは万代不易の経験である」から,
5	テーマ タイトル 3 各国の政治制度	3 <u>各国の政治制度</u>	3 <u>世界の政治体制</u>
5	STEP 3-1【英米の政治制 度】③解説の1行目	③：正。「 <u>1 民主政治の発達</u> 」のSTEP. 3-9の解 説を参照。	③：正。「 <u>2 民主政治の基本原理</u> 」のSTEP. 3-7の 解説を参照。
6	STEP 3-9【各国の政治情 況】タイトル	STEP 3-9【各国の政治情況】	STEP 3-9【各国の政治状況】
7	STEP 3-10【政治体制の特 徴】	STEP 3-10【政治体制の特徴】 正解は①	STEP 3-10【政治体制の特徴】 正解は③
8	STEP 3-12【憲法改正手続 き①】AとBの解説	A – 各議院の総議員の3分の <u>2</u> の賛成で憲法改正を発 議する→ B – 天皇が国民の名で憲法改正の公布する。	A – 各議院の総議員の3分の <u>2以上</u> の賛成で憲法改正 を発議する→ B – 天皇が国民の名で憲法改正 <u>を</u> 公布する。
11	STEP 3-26【私人間におけ る人権保障】解説の1行目	判決文は三菱樹脂 <u>高野</u> 訴訟であり,	判決文は三菱樹脂訴訟であり, ※下線部を削除
14	STEP 3-2【自衛隊の司法判 断】③解説の2行目	③：正。長沼ナイキ基地訴訟は1969年, 北海道にある 自衛隊基地建設のため農林 <u>水産</u> 大臣が建設地の保安林 指定を解除したことをめぐる訴訟。	③：正。長沼ナイキ基地訴訟は1969年, 北海道にある 自衛隊基地建設のため農林大臣が建設地の保安林指定 を解除したことをめぐる訴訟。 ※下線部を削除
15	テーマ タイトル 8 国会・内閣・裁判所	8 <u>国会・内閣・裁判所</u>	8 <u>日本の政治機構</u>
15	STEP 3-1【国会の権限】	STEP 3-1【国会の権限】 正解は①	STEP 3-2【国会の権限】 正解は⑤

頁	箇所	誤	正																														
17	STEP 3-13 【国会の監視機能】	<p>衆議院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>議員の任期</th><th>議員定数</th><th>被選挙権</th><th>解散</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年 ただし解散の期間満了前に終了(憲法第45条)</td><td>総定数465名 比例代表選出(拘束名簿) 11区176名 小選挙区選出289区289名</td><td>25歳以上</td><td>あり</td><td></td></tr> <tr> <td>6年 ただし3年ごとに半数を改選(憲法第46条)</td><td>総定数248名 比例代表選出(非拘束名簿) 1区100名 選挙区選出45区148名</td><td>30歳以上</td><td>なし</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>↑両議院の組織</p>		議員の任期	議員定数	被選挙権	解散	4年 ただし解散の期間満了前に終了(憲法第45条)	総定数465名 比例代表選出(拘束名簿) 11区176名 小選挙区選出289区289名	25歳以上	あり		6年 ただし3年ごとに半数を改選(憲法第46条)	総定数248名 比例代表選出(非拘束名簿) 1区100名 選挙区選出45区148名	30歳以上	なし		<p>※衆議院 議院の任期の箇所に4行目に場合を追記</p> <p>衆議院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>議員の任期</th><th>議員定数</th><th>被選挙権</th><th>解散</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年 ただし解散の場合、期間満了前に終了(憲法第45条)</td><td>総定数465名 比例代表選出(拘束名簿) 11区176名 小選挙区選出289区289名</td><td>25歳以上</td><td>あり</td><td></td></tr> <tr> <td>6年 ただし3年ごとに半数を改選(憲法第46条)</td><td>総定数248名 比例代表選出(非拘束名簿) 1区100名 選挙区選出45区148名</td><td>30歳以上</td><td>なし</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>↑両議院の組織</p>		議員の任期	議員定数	被選挙権	解散	4年 ただし解散の場合、期間満了前に終了(憲法第45条)	総定数465名 比例代表選出(拘束名簿) 11区176名 小選挙区選出289区289名	25歳以上	あり		6年 ただし3年ごとに半数を改選(憲法第46条)	総定数248名 比例代表選出(非拘束名簿) 1区100名 選挙区選出45区148名	30歳以上	なし	
	議員の任期	議員定数	被選挙権	解散																													
4年 ただし解散の期間満了前に終了(憲法第45条)	総定数465名 比例代表選出(拘束名簿) 11区176名 小選挙区選出289区289名	25歳以上	あり																														
6年 ただし3年ごとに半数を改選(憲法第46条)	総定数248名 比例代表選出(非拘束名簿) 1区100名 選挙区選出45区148名	30歳以上	なし																														
	議員の任期	議員定数	被選挙権	解散																													
4年 ただし解散の場合、期間満了前に終了(憲法第45条)	総定数465名 比例代表選出(拘束名簿) 11区176名 小選挙区選出289区289名	25歳以上	あり																														
6年 ただし3年ごとに半数を改選(憲法第46条)	総定数248名 比例代表選出(非拘束名簿) 1区100名 選挙区選出45区148名	30歳以上	なし																														
17	STEP 3-16 【両議院の違い】 タイトル	STEP 3-16 【両議院の違い】	STEP 3-16 【衆議院と参議院】																														
18	STEP 3-30 【裁判官と裁判制度】 タイトル	STEP 3-30 【裁判官と裁判制度】	STEP 3-30 【裁判官や裁判制度】																														
19	STEP 3-38 【刑事裁判①】 ③解説の2行目	死刑判決から再審無罪となったケースはSTEP. 3-21の解説を参照。	死刑判決から再審無罪となったケースは STEP. 3-28 の解説を参照。																														
20	STEP 3-3 【官僚機構】 ④解説の2行目	※キャリア組：国家公務員I種試験に合格し、 <u>一般行政職として中央省庁に採用された職員の俗称。</u>	* キャリア組：国家公務員I種試験に合格し、 <u>中央省庁に採用された職員の俗称（現在は、国家公務員採用総合職試験とあらためられている）。</u>																														
21	STEP 3-9 【マスメディアと世論①】 ④解説の1行目	④：正。報道の自由など表現の自由は、自由権的基本権うち精神的自由権に属するもので、	④：正。報道の自由など表現の自由は、自由権的基本権のうち精神的自由権に属するもので、																														
21	STEP 3-15 【行政の統制】 解説の15行目	監査委員は行政内部、訴訟は外部と容易に判断できる。	監査委員は行政内部、行政訴訟は外部と容易に判断できる。																														
22	テーマ タイトル 10 政党政治と選挙制度	10 政党政治と選挙制度	10 政党と選挙 ※下線部を削除																														

頁	箇所	誤	正
22	STEP 3-19 【市民運動と住民運動】①解説の1行目	①：正。世論名と市民運動の高まりから、	①：正。世論と市民運動の高まりから、
23	STEP 3-8 【両院の選挙制度】①解説の1行目	①：誤。衆議院の選挙区は小選挙区で <u>295</u> 名であり、都道府県単位ではない。	①：誤。衆議院の選挙区は小選挙区で <u>289</u> 名であり、都道府県単位ではない。
24	STEP 3-14 【55年体制】①解説の2行目～3行目	①：誤。社会党は1955年に左右両派が再統一し、結成された。同年、保守合同で成立した自民党と <u>を中心に</u> 形成された。55年体制 <u>とい</u> う。	①：誤。社会党は1955年に左右両派が再統一し、結成された。同年、保守合同で成立した自民党と <u>ともに</u> 55年体制 <u>を形</u> 成した。
25	STEP 3-25 【小選挙区比例代表並立制】解説の3行目	次の表のような選挙制度の特徴を確認して解答 <u>いた</u> い。	次の表のような選挙制度の特徴を確認して解答 <u>し</u> たい。
25	STEP 3-26 【政治資金】	<p style="text-align: center;">※ 参議院議員選挙 2000年から</p> <pre> graph TD A["※ 参議院議員選挙 2000年から"] --> B["非拘束名簿式比例代表制"] B --> C["→地方区と比例区の併用"] C --> D["政党名か個人名かを記入"] D --> E["個人を含めた政党別得票をドント式で計算"] E --> F["得票数の上位者から当選"] </pre> <p style="text-align: center;">↑ 比例代表制</p>	<p style="text-align: center;">※ 地方区を選挙区に訂正</p> <p style="text-align: center;">※ 参議院議員選挙 2000年から</p> <pre> graph TD A["※ 参議院議員選挙 2000年から"] --> B["非拘束名簿式比例代表制"] B --> C["→選挙区と比例区の併用"] C --> D["政党名か個人名かを記入"] D --> E["個人を含めた政党別得票をドント式で計算"] E --> F["得票数の上位者から当選"] </pre> <p style="text-align: center;">↑ 比例代表制</p>
26	STEP 3-3 【地方分権】②解説の2行目	STEP. 3 – 2 のを参照。	STEP. 3 – 2 の解説を参照。
27	STEP 3-10 【地方自治の制度】タイトル	STEP 3-10 【地方自治の制度】	STEP 3-10 【日本の地方自治制度】
27	STEP 3-10 【地方自治の制度】④解説の3行目	STEP. 3 – <u>15</u> の④を参照。	STEP. 3 – <u>16</u> の④を参照。

頁	箇所	誤	正
27	STEP 3-12【地方財政】 ③解説の1行目	STEP 3-13参照	STEP 3-14参照
28	STEP 3-21【地方選挙】 ア解説の3行目	さらに、9~10行目に「都道府県（●）や町村（○）の議会議員選挙では、	さらに、9~10行目に「都道府県（●）や町村（■）の議会議員選挙では、
28	STEP 3-22【地方自治の本旨】ウ解説の1行目	ウー文中に、「 <u>国の関与を法律で限定する</u> 」とあり、	ウー文中に、「 <u>国の地方に対する関与を法律で限定する</u> 」とあり、
29	STEP 3-5【会社企業①】 A解説の1行目	A-誤。株式会社ではなく合同会社である。	A-誤。株式会社だけではなく合同会社もある。
30	STEP 3-9【費用と利潤】 ①解説の2行目	機会設備への投資や自社ビル建設などの原資となる。	機械設備への投資や自社ビル建設などの原資となる。
31	STEP 3-20【NPO②】 ②解説の1行目	②：正。前問7の②と同様。	②：正。前問19の②と同様。
32	STEP 3-5【価格機構⑤】 解説の9行目	これにより、上図のような供給曲線となる。	これにより、左図のような供給曲線となる。
32	STEP 3-5【価格機構⑤】 解説の13行目	国外授業 = 輸出量	国外需要 = 輸出量
32	STEP 3-7【価格機構⑦】 ③解説の2行目	③：誤。現象イで供給曲線は右へ、現象ウで需要曲線は右に移動すると、現象ウの移動が少ない場合などは、縦軸側の賃金は必ず上昇するとはいえない。	③：誤。現象イで供給曲線は右へ、現象ウで需要曲線は左に移動すると、縦軸側の賃金は必ず低下する。

頁	箇所	誤	正
34	STEP 3-1 【アダム=スミス①】	<p>STEP 3-1 【アダム=スミス①】 正解は①</p> <p>①：正。この文章から『国富論』だとすぐ分かるのは難しいかもしれない。消去法もありだが、小さな政府の考え方に基づく内容であることに気が付ければ、スミスを選べる。</p> <p>②：誤。「完全雇用」が達成できないことが論点であるので、政府の裁量的な財政政策で完全雇用を達成しようとする、ケインズの主張である。</p> <p>③：誤。「二国民の間」は工業化で進んでいるイギリスと工業化の遅れているドイツを想定している。保護貿易により国内の幼稚産業を保護し、そのうえで工業化を図るべきだと主張したのはリストである。</p> <p>④：誤。資本家により労働者が搾取されているという、剩余価値説は、マルクスの主張である。</p>	<p>※解説全文差替え</p> <p>STEP 3-1 【アダム=スミス①】 正解は①</p> <p>資本主義の発展形態としては、16世紀の問屋制蟹工業 → 16世紀半ば～18世紀後半のマニュファクチュア（工場制手工業） → 18世紀後半の産業革命期の機械制大工業への展開が、歴史的に示されている。よってAはマニュファクチュア、Bは機械制大工業である。</p> <p>アダム・スミスが、社会の各人は自己の利益を追求すれば、「見えざる手」に導かれるように、結果的には社会全体の利益を達成することになるという、価格調整機能について述べたのは、主著『諸国民の富』である。よってCは諸国民の富となる。なお、選択肢にある『経済原理』はイギリスの功利主義者J.S.ミルの著書で、人間は生産の法則を変えられないが、分配は人間の意思で変えることができるとして、公平な分配の実現を説いた。</p>
34	STEP 3-4 【ケインズ①】 ①解説の2行目	(<u>8</u> 【経済思想の歴史】アの解説参照)	(<u>STEP.3-15</u> 【経済思想の歴史】アの解説参照)
35	STEP 3-11 【経済学説④】 ③解説の1行目	③：正。カードは『経済学および課税の原理』の中で，	③：正。リカードは『経済学および課税の原理』の中で，
35	STEP 3-12 【経済学説④】 ④解説の1行目	④：誤。ストはドイツの経済学者で保護貿易を主張した。	④：誤。リストはドイツの経済学者で保護貿易を主張した。

頁	箇所	誤	正
36	STEP 3-4 【GDPの計算④】	<p>STEP 3-4 【GDPの計算④】 正解は④ 求める順に,</p> <p>B : $GNP = GDP + 海外からの純所得$なので, $500 + 20 = 520 \rightarrow \text{ウ}$。</p> <p>A : $NNP = GNP - 固定資本減耗$なので, $520 - 100 = 420 \rightarrow \text{イ}$。</p> <p>C : $NI = NNP - 間接税 + 補助金$なので, $NNP - (間接税 - 補助金)$と変形して, $420 - 40 = 380 \rightarrow \text{ア}$。</p>	<p>※解答・解説全文差替え</p> <p>STEP 3-4 【国民経済計算】 正解は①</p> <p>①正：「一国における、ある時点の実物資産と対外純資産の合計」とは国富のこと。フローは消費や所得などにおいて一定期間の財・サービスや貨幣の流れを見るもので、代表的なものには、例えばGDPや国民所得(NI)などがある。</p> <p>②誤：これは国内純生産(NDP)の説明。国民所得はさらに「間接税-補助金」を差し引く（価格表示で間接税の分だけ高くなっている額と補助金の分だけ安くなっている額を修正する）と計算できる。</p> <p>③誤：グリーンGDPは、GDPから環境を悪化させないために追加的に必要な経費の推計額を差し引いたもの。</p> <p>④誤：これは実質経済成長率の説明。</p>
36	STEP 3-5 【GDPの計算⑤】 タイトル	STEP 3-5 【GDPの計算⑤】	STEP 3-5 【GDPの計算④】
39	STEP 3-17 【預金や貯金】 タイトル	STEP 3-17 【預金や貯金】	STEP 3-17 【預金や貯蓄】
40	STEP 3-4 【財政の機能②】 イ解説の2行目とウ解説の1行目	<p>イー市場では供給されにくい、「消防」という公共サービスへの<u>財政支出</u>を示す写真なので、資源配分機能。</p> <p>ウー所得が高い人から「累進課税制度」のグラフである。この制度は、より多くの税を徴収し、</p>	<p>イー市場では供給されにくい、「消防」という公共サービスへの<u>財政支出</u>を示す写真なので、資源配分機能。</p> <p>ウー「累進課税制度」のグラフである。この制度は、<u>所得が高い人からより多くの税を徴収し、</u></p>

頁	箇所	誤	正
40	STEP 3-5【プライマリーバランス①】 STEP 3-6【プライマリーバランス②】	<p>STEP 3-5【プライマリ・バランス①】 正解は②</p> <p>①：誤。公債依存度は（公債金）÷（歳入総額）×100で求められるので、1980年度は$14 \div 43 \times 100 = 32.55\cdots$より、20%「以上」。</p> <p>②：正。右図のように、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字とは、歳出から公債費を除いた一般歳出が租税収入で賄われている状態のこと。1990年度は公債費が14兆円、公債金が6兆円なので、8兆円の黒字である。</p> <p>③：誤。2000年度は公債費が22兆円、公債金が33兆円なので、基礎的財政収支は11兆円の赤字である。</p> <p>④：誤。2010年度の公債依存度は、$44 \div 92 \times 100 = 47.82\cdots$より20%「以上」である。</p> <p>STEP 3-6【プライマリ・バランス②】 正解は④</p> <p>APPROACH 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字は、「歳出から国債費を引いた額（＝一般歳出額）」と「歳入から国債収入を引いた額（＝租税収入）」との差である（右図参照）。よって、基礎的財政収支の赤字を縮小するには、租税収入を増やし→B、国債費を除く支出の金額を減らせばよい→イ。</p>	<p>※STEP 3-5【プライマリーバランス①】とSTEP 3-6【プライマリーバランス②】の図解の入れ替え</p> <p>STEP 3-5【プライマリ・バランス①】 正解は②</p> <p>①：誤。公債依存度は（公債金）÷（歳入総額）×100で求められるので、1980年度は$14 \div 43 \times 100 = 32.55\cdots$より、20%「以上」。</p> <p>②：正。右図のように、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字とは、歳出から公債費を除いた一般歳出が租税収入で賄われている状態のこと。1990年度は公債費が14兆円、公債金が6兆円なので、8兆円の黒字である。</p> <p>③：誤。2000年度は公債費が22兆円、公債金が33兆円なので、基礎的財政収支は11兆円の赤字である。</p> <p>④：誤。2010年度の公債依存度は、$44 \div 92 \times 100 = 47.82\cdots$より20%「以上」である。</p> <p>STEP 3-6【プライマリ・バランス②】 正解は④</p> <p>APPROACH 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の赤字は、「歳出から国債費を引いた額（＝一般歳出額）」と「歳入から国債収入を引いた額（＝租税収入）」との差である（右図参照）。よって、基礎的財政収支の赤字を縮小するには、租税収入を増やし→B、国債費を除く支出の金額を減らせばよい→イ。</p>
41	STEP 3-10【税の公平性②】 ③解説の1行目	③：正。前問7の③の解説に同じ。	③：正。前問9の③の解説に同じ。
41	STEP 3-11【税制と税収構造】④解説の2行目	④：正。シャウプ勧告とは、アメリカの財政学者シャウプを団長とする税制使節団が1949年と50年の2度、	④：正。シャウプ勧告とは、アメリカの財政学者シャウプを団長とする税制調査団が1949年と50年の2度、
41	STEP 3-14【財政の機能②】 タイトル	STEP 3-14【財政の機能②】	STEP 3-14【財政の機能③】
42	STEP 3-2【戦後復興期②】 ④解説の1行目	④：誤。財閥解体を <u>解体する</u> ために、持株会社の整理・解体・禁止や企業の分割などを行った。	④：誤。財閥解体を <u>進める</u> ために、持株会社の整理・解体・禁止や企業の分割などを行った。

頁	箇所	誤	正
42	STEP 3-7 【高度経済成長期②】解説	STEP 3-7 【高度経済成長期②】正解は④ ①：正。景気拡大とともに、原材料の輸入も拡大し、そのための外貨が必要になるが、円安な為替レートに加えて高度経済成長期の前半には外貨準備が不足していたため、すぐにドル不足に陥り、政府は景気を引き締めて輸入を減少させざるを得ない「国際収支の天井」と呼ばれる現象が生じた。 ②：正。1968年に西ドイツを抜き資本主義国2位になり、2010年に中国に抜かれるまで続いた。 ③：正。池田内閣が国民所得倍増計画を発表した1960年から約6年で、実質国民総生産（GNP）が2倍になった。 ④：誤。「不利」ではなく「有利」。ドッジ・ライン（1949年）の際に設定された1ドル=360円の固定為替レートは、ニクソン・ショックおよびスミソニアン協定（ともに1971年）まで維持された。日本の経済力を前提とした1949年時の為替レートは、高度経済成長期には実質的な「円安」効果を發揮し、日本が輸出を増やすのに有利だった。	※STEP 3-8 【高度経済成長期③】の解答・解説と入れ替え STEP 3-7 【高度経済成長期②】正解は② ①：誤。「神武景気」ではなく「いざなぎ景気」。神武景気は高度経済成長期の前半の最初期のもので、経済白書では「もはや戦後ではない」といわれた。いざなぎ景気は、高度経済成長期終盤の大型景気。 ②：正。三種の神器とは、皇室に伝わる神器に例えたもので、白黒テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫の三つを指す。一般庶民にとって、最初は高嶺の花であったが、所得水準の向上と旺盛な消費意欲に支えられ、急速に普及した。 ③：誤。1964年、日本の経済成長に伴い、それまでは經常収支の赤字を理由に、外貨を海外に出さないような為替制限を行えるIMF14条国であったのが、自由貿易を担う責任ある国として、そのような為替の管理・制限ができないIMF8条国に移行した。 ④：誤。「内陸地域」ではなく「臨海部」。複数の工場や工業地帯を連携させて生産するのがコンビナート。旧ソ連などでは、地下資源の採掘場所同士を鉄道で結んだコンビナートもあったが、鉄鉱石や石油など工業資源を主に海外からの船舶による輸入に頼る日本では、コンビナートは臨海部が中心である。
42	STEP 3-8 【高度経済成長期③】解説	STEP 3-8 【高度経済成長期③】正解は② ①：誤。「神武景気」ではなく「いざなぎ景気」。神武景気は高度経済成長期の前半の最初期のもので、経済白書では「もはや戦後ではない」といわれた。いざなぎ景気は、高度経済成長期終盤の大型景気。 ②：正。三種の神器とは、皇室に伝わる神器に例えたもので、白黒テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫の三つを指す。一般庶民にとって、最初は高嶺の花であったが、所得水準の向上と旺盛な消費意欲に支えられ、急速に普及した。 ③：誤。1964年、日本の経済成長に伴い、それまでは經常収支の赤字を理由に、外貨を海外に出さないような為替制限を行えるIMF14条国であったのが、自由貿易を担う責任ある国として、そのような為替の管理・制限ができないIMF8条国に移行した。 ④：誤。「内陸地域」ではなく「臨海部」。複数の工場や工業地帯を連携させて生産するのがコンビナート。旧ソ連などでは、地下資源の採掘場所同士を鉄道で結んだコンビナートもあったが、鉄鉱石や石油など工業資源を主に海外からの船舶による輸入に頼る日本では、コンビナートは臨海部が中心である。	※STEP 3-7 【高度経済成長期②】の解答・解説と入れ替え STEP 3-8 【高度経済成長期③】 正解は④ ①：正。景気拡大とともに、原材料の輸入も拡大し、そのための外貨が必要になるが、円安な為替レートに加えて高度経済成長期の前半には外貨準備が不足していたため、すぐにドル不足に陥り、政府は景気を引き締めて輸入を減少させざるを得ない「国際収支の天井」と呼ばれる現象が生じた。 ②：正。1968年に西ドイツを抜き資本主義国2位になり、2010年に中国に抜かれるまで続いた。 ③：正。池田内閣が国民所得倍増計画を発表した1960年から約6年で、実質国民総生産（GNP）が2倍になった。 ④：誤。「不利」ではなく「有利」。ドッジ・ライン（1949年）の際に設定された1ドル=360円の固定為替レートは、ニクソン・ショックおよびスミソニアン協定（ともに1971年）まで維持された。日本の経済力を前提とした1949年時の為替レートは、高度経済成長期には実質的な「円安」効果を發揮し、日本が輸出を増やすのに有利だった。

頁	箇所	誤	正
44	STEP 3-18【バブル後①】 ①解説の1行目	①：正。1997年に山一證券、1998年に北海道拓殖銀行、 <u>長期信用銀行</u> と金融機関の破綻が相次いだ。	①：正。1997年に山一證券、1998年に北海道拓殖銀行、 <u>日本長期信用銀行</u> と金融機関の破綻が相次いだ。
44	STEP 3-21【金融と不況】 タイトル	STEP 3-21【金融 <u>と</u> 不況】	STEP 3-21【金融 <u>危機</u> 】
45	STEP 3-28【日本の景気動向】①解説の1行目	①：誤。「 <u>物価狂乱</u> 」ではなく「バブル経済」。	①：誤。「 <u>狂乱物価</u> 」ではなく「バブル経済」。
46	STEP 3-14【雇用形態の変化】 ①】ア解説の1行目	アー <u>2014年</u> に減少から増加に転じているので、	アー <u>2016年</u> に減少から増加に転じているので、
46	STEP 3-17【雇用形態の変化】 ④】解説の4行目	女性も、かつては正規雇用者よりも非正規雇用者の方が <u>少</u> なかったが、	女性も、かつては正規雇用者よりも非正規雇用者の方が <u>多</u> なったが、
47	STEP 3-20【労働関連法規総合③】④解説の2行目	この場合、 <u>使用者</u> は「労働委員会」に訴える。	この場合、 <u>労働者</u> は「労働委員会」に訴える。
48	STEP 3-8【社会保障の財源構成】解説の1行目	Aは、「国庫による公費負担（＝租税による）」	Aは、「国庫 <u>その他の</u> 公費負担（＝租税による）」
48	STEP 3-9【国民負担率①】 ③解説の1行目	③：正。日本が1.6（%）なので、 <u>1.6×=3.2</u> 以上の、	③：正。日本が1.6（%）なので、 <u>1.6×2=3.2</u> 以上の、
49	STEP 3-16【少子高齢化】 ②解説の2行目	(STEP3-10③の解説参照)。	(STEP3-15③の解説参照)。
52	STEP 3-13【排出権取引】 解説の14行目と16行目	$\text{Cost}① = 20\alpha A + 50\alpha B$ $\text{Cost}② = 70\alpha B$ $\text{Cost}③ = 40\alpha A + 20\alpha E + 30\alpha B \underline{-} 20\alpha E$ $= 40\alpha A + 30\alpha B$ $\text{Cost}④ = 20\alpha E + 70\alpha B \underline{-} 20\alpha E$ $= 70\alpha B$	※？を-（マイナス）表記に訂正 $\text{Cost}① = 20\alpha A + 50\alpha B$ $\text{Cost}② = 70\alpha B$ $\text{Cost}③ = 40\alpha A + 20\alpha E + 30\alpha B \underline{-} 20\alpha E$ $= 40\alpha A + 30\alpha B$ $\text{Cost}④ = 20\alpha E + 70\alpha B \underline{-} 20\alpha E$ $= 70\alpha B$
57	STEP 3-12【冷戦終結後前後②】 ②】タイトル	STEP 3-12【冷戦終結 <u>後</u> 前後②】	STEP 3-12【冷戦終結前後②】 ※下線部を削除

頁	箇所	誤	正
60	STEP 3-10 【難民問題①】 ②解説の1行目と3行目	②：誤。「生活苦などの経済的理由で母国を離れた人 <u>人</u> 」を経済難民といい, STEP 3 – <u>10</u> の①の解説参照。	②：誤。「生活苦などの経済的理由で母国を離れた人 <u>々</u> 」を経済難民といい, STEP 3 – <u>11</u> の①の解説参照。
61	STEP 3-14 【パレスチナ問題】 ①】ア解説の1行目	ア－「P KO（国連兵力引き離し監視隊）に、自衛隊が派遣された」	ア－「P KO（国連 <u>平和維持活動</u> ）に、自衛隊が派遣された」
61	STEP 3-14 【パレスチナ問題】 ①】イ解説の1行目	イ－「イスラエル人の入植者 <u>は</u> 2005年に撤退 <u>を完了した</u> 」	イ－「イスラエル人の入植者が撤退」
61	STEP 3-17 【難民問題③】 ウ解説の3行目	f 「帰国後に迫害される恐れのある申請者を送還してはならない」を選択する。	f 「帰国後に迫害される恐れのある申請者を <u>自国から</u> 送還してはならない」を選択する。
61	STEP 3-19 【内戦】 ④解説の1行目	④：誤。「2 <u>コソボ</u> 」だけは分離独立を果たしている。	④：誤。「2 <u>コソボ紛争</u> 」だけは分離独立を果たしている。
62	STEP 3-2 【機会費用②】 タイトル	STEP 3-2 【機会費用②】	STEP 3-2 【国際収支②】
62	STEP 3-6 【国際収支⑥】 解説の4行目	ア－正。計算が面倒だが、千の位から上で計算してみよう。 Aの経常収支=58-39+143-13=149, 比率=143÷149 Bの経常収支=11-10+214-20=195, 比率=214÷195 Cの経常収支=160-65+66 <u>=11</u> =150, 比率=66÷150 分子>分母がBだけなので、Bが一番大きい。	※=（イコール）を-（マイナス）に訂正 ア－正。計算が面倒だが、千の位から上で計算してみよう。 Aの経常収支=58-39+143-13=149, 比率=143÷149 Bの経常収支=11-10+214-20=195, 比率=214÷195 Cの経常収支=160-65+66-11=150, 比率=66÷150 分子>分母がBだけなので、Bが一番大きい。
63	STEP 3-8 【比較生産費説】 ②】②解説の1行目	繊維製品1.25万個との価格が等しくなる。	繊維製品1.25 <u>トン</u> との価格が等しくなる。
63	テーマ タイトル 29 外国為替と戦後の国際経済体制	29 外国為替と戦後の国際経済体制	29 国際収支と為替
66	STEP 3-24 【為替変動】 ④解説の2行目	韓国からの輸入品のイギリスでの価格（ドル建て価格）が下落する。	韓国からの輸入品のイギリスでの価格（ <u>ポンド</u> 建て価格）が下落する。
67	STEP 3-29 【為替変動と中央銀行】④解説の7行目	問題文は「円売り・ <u>ドル</u> 買い」が風に逆らうこと <u>だ</u> 、 とある。	問題文は「円売り・ <u>米</u> ドル買い」が風に逆らうこと、 とある。

頁	箇所	誤	正
67	STEP 3-6【地域比較】 ア解説の1行目	アーアFTA <u>(A S E A N)</u> の加盟国は10にのぼる	アーアFTAの加盟国は10にのぼる ※下線部を削除
69	STEP 3-1【発展途上国の経済 ①】①解説の2行目	35か国で構成されている。	38か国で構成されている。
69	STEP 3-19【地域経済統合⑥】 ④の解説の3行目	域外共通関税は設定していない。	域外共通関税は設定している。
70	STEP 3-13【経済格差②】 タイトル	STEP 3-13【経済格差②】	STEP 3-13【経済格差①】
70	STEP 3-14【経済格差③】 タイトル	STEP 3-14【経済格差③】	STEP 3-14【経済格差②】
70	STEP 3-14【経済格差③】 ①解説の1行目	日本は8.2倍であるが、ノルウェーは <u>3.2</u> 倍であり、	日本は8.2倍であるが、ノルウェーは <u>4.2</u> 倍であり、
71	STEP 3-14【経済格差③】 ④解説の1行目	所得シェアの合計は <u>43.7</u> パーセントであり、	所得シェアの合計は <u>42.7</u> パーセントであり、
71	STEP 3-3【貿易摩擦①】 ④解説の1行目	④：正。①の「系列店の見直し」を厳格に適用するためにも、	④：正。①の「系列取引の見直し」を厳格に適用するためにも、
72	STEP 3-10【日本のODA②】 ①解説の2行目	国連 <u>関連機関</u> への拠出や世界銀行などをを通じた援助も行っている。	国連 <u>専門機関</u> への拠出や世界銀行などをを通じた援助も行っている。
72	STEP 3-10【日本のODA②】 ④解説の1行目	1989年, <u>て</u> 1991年～2000年	1989年に世界第一位となり、その後1991年～2000年
73	STEP 3-14【日本のODA③】 解説の3行目	<u>キ</u> が中国を含んでいる東アジア。	<u>ク</u> が中国を含んでいる東アジア。
77	時事17【消費者問題】 ②解説の1行目	2：誤。クーリングオフは、訪問販売・ <u>通信販売</u> など店舗以外の場所での販売で、	2：誤。クーリングオフは、訪問販売など店舗以外の場所での販売で、 ※下線部を削除
80	STEP 3-9【アリストテレスの幸福】タイトル	STEP 3-9【アリストテレス <u>の幸福</u> 】	STEP 3-9【アリストテレス②】
83	予備 STEP 3 -14 予備 【韓非子】タイトル	予備 STEP 3 -14 予備【韓非子】	STEP 3 -14【韓非子】 ※下線部を削除
86	STEP 3-1【リネサンス】 ③解説の1行目	③：誤。「デカメロン」は <u>ボッカチオ</u> の作品。	③：誤。「デカメロン」は <u>ボッカチオ</u> の作品。